

## 第1 審査会の結論

異議申立人の行った宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対する申立ては、申立ての利益を欠く申立てであるので、不適法な申立てとして却下すべきである。

## 第2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

### 1 実施機関の決定

実施機関は、「人権啓発資料ファミリーふれあい 高校生用」（以下「啓発資料」という。）の巻末頁（以下「本件対象公文書1」という。）及び啓発資料に係る調達決定書（以下「本件対象公文書2」という。）を特定した上で全部開示することとし、平成25年5月31日に公文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 2 実施機関の説明及び情報提供

同年6月5日、異議申立人に対して、本件対象公文書1、2の開示及び当該公文書に関する説明を行うとともに、同年6月10日、補足説明資料として、決裁伺書0750-1086「平成24年度ファミリーふれあいの作成について」を情報提供した。この決裁伺書は、啓発資料「ファミリーふれあい」の作成に関する稟議書で、起案者の所属、職名及び氏名並びに人権同和教育室長以下の印影が記されている。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

「処分を取り消すとの決定を求める」との主張を行っている。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が意見書等において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 請求に対する回答に全くなっていない。
- (2) 啓発資料に係る文章の作成者名が開示されなければ、県民として作成意図を聞いたり、改善提案を出すことができない。
- (3) このような処分は、不当、違法、憲法違反（人権侵害）である。
- (4) 学校教育の中で人権及び人権侵害についてミスリードしている。
- (5) 税金を使っている以上、説明責任がある。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、理由説明書において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 啓発資料は、毎年度、実施機関が人権同和教育室長の決裁により内容を決定し、作成しているものである。
- (2) 異議申立人は、「請求に対する回答に全くなっていない」と主張しているが、編集責任者名及び作成金額を明記した文書を開示し、啓発資料の作成者が実施機関

(人権同和教育室)であることを説明し、適切に対応している。

また、補足として、啓発資料に係る決裁伺書を情報提供し、起案者等についても説明している。

- (3) 異議申立人は「作成意図を聞いたり、改善提案を出すことができない」と主張しているが、編集責任者に改善提案を出すことは可能であるため、異議申立人の主張には理由がない。
- (4) 異議申立人は「処分は不当、違法、憲法違反(人権侵害)」であると主張しているが、条例の規定に基づいて適正に処理を行ったものであり、異議申立人の主張は理由がない。
- (5) 異議申立人は「学校教育の中で人権及び人権侵害についてミスリードしている」と主張しているが、このことは、実施機関が行った開示決定とは関係が無い。
- (6) 異議申立人は、「税金を使っている以上、説明責任がある」と主張しているが、実施機関は、条例の規定に基づいて適正に処理を行ったものであるから、異議申立ての主張には理由がない。

## 第5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年6月28日	諮問を受けた。
平成25年8月2日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。
平成25年8月13日	異議申立人から「理由説明書」に対する意見書の提出を受けた。
平成25年10月18日	諮問の審議を行った。

## 第6 審査会の判断理由

当審査会においては、委員会の審査対象である、異議申立人の公文書開示請求内容(啓発資料の作成者名、許可した責任者名及び製作代金)の全てが開示されているかどうかについて審査を行った。

### 1 開示請求に対する開示文書について

#### (1) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、啓発資料の巻末頁であり、発行所及び編集責任者が記載されている。啓発資料は、宮崎県内の公立高校1年生に対して配布される人権教育のためのパンフレットであり、発行所として「宮崎県教育委員会」、編集責任者

として作成当時の人権同和教育室長の氏名が記載されている。当該パンフレットの作成者及び許可した責任者は、客観的に判断して、奥書にある発行所及び編集責任者であると判断できる。

(2) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、啓発資料の調達決定通知書であり、調達金額が記載されていることから、当該文書により製作代金を確認できる。

以上のとおり、当審査会は、異議申立人から開示請求のあった啓発資料の作成者名、許可した責任者及び製作代金の全てを実施機関は開示していると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「請求に対する回答に全くなっていない」と主張する。しかし、実施機関は、本件開示請求に対して啓発資料の作成者名、許可した責任者名及び製作代金の記載のある公文書を開示しており、請求に対する開示を適切に行っている。

よって、当該処分自体に開示漏れ等の瑕疵があるとは認められないことから、本件異議申立ては、申立ての利益がない不適法な申立てと認められる。

したがってその余の点について判断するまでもなく、本件異議申立てを却下すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。